水第 2134 号 令和 6 年 9 月 17 日

神奈川県内水面漁場管理委員会 会長 井貫晴介 殿

神奈川県知事黒岩祐治出事

うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について(諮問)

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項、同第 16 号第 2 項及び同第 57 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則(令和 2 年神奈川県規則第 91 号) 第 5 条第 1 項第 9 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又 は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁	許可又	推	漁業	操業区域	許可又は起業の	(規則第14条第1項によ	許可	許可
業	は起業	進	時期		認可をすべき漁	り許可又は起業の認可時に	又は	の有
種	の認可	機			業者の資格	付加する条件)	起業	効期
類	をすべ	関					の認	間
	き漁業	の					可を	
	者の数	馬					申請	
	(人)	力					すべ	
		数					き期	
							間	
う	9	定	令和	横須賀市長井にある川間橋橋脚下流端から河	共第6号及び共	1 養殖用種苗以外の目的で	令和	令和
な		め	6 年	口までの川間川の区域、同河口から海岸沿い	第7号共同漁業	採捕してはならない。	6 年	6 年
ぎ		な	12 月	に西側へ 700 メートル、東側へ 1500 メート	権の漁場の区域	2 許可名義人以外が採捕し	10 月	12 月
稚		し	16 日	ルまでの間の地先海面の区域、同市長坂にあ	においてうなぎ	てはならない。法人におい	7 日	16 日
魚			から	る松越橋橋脚下流端から河口までの松越川の	稚魚漁業を営む	てはあらかじめ定めた1名	から	から
漁			令和	区域、同河口から海岸沿いに南側へ 200メー	ことについて当	以外が採捕してはならな	令和	令和
業			7年	トル、北西側へ同市長坂松越鼻まで 700メー	該漁業権の漁業	l.	6 年	7 年
			4月	トルの間の地先海面の区域、三浦市初声町入	権者から受忍さ	3 採捕したうなぎ(しらす	11 月	4月
			30 日	江にある初声橋橋脚下流端から河口までの一	れている者	うなぎ)を申請書に記載さ	6 日	30 日
			まで	番川の区域及び同河口から海岸沿いに南北へ		れた仲買人以外に出荷して	まで	まで
				各々500メートルまでの間の地先海面の区域		はならない。		
						4 使用漁具は、火光利用た		
						も網及び火光利用さで網と		
						する。		
						5 許可番号と顔写真付きの		

標識を身につけて採補しなければならない。 6 全国のうなを養殖業者の 他人量が、国際的に合意された我が国の他人量に達する恐れがあり、輸出に向けられるうなぎ(しらすうなぎ)の緊張量が満たされた として、うなぎ(しらすうなぎ)の緊張性が満たされた として、うなぎ(しらすうなぎ)の緊張性が表されたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の緊張の害悪量が満たされた として、うなぎ(しらすうなぎ)の緊張の害患を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。 同上 実第7号共同漁 業権の漁場の区域、宣前日の区域、同前日から海岸治いに南側へ 200 メートル、北西側へ同の地先海面の区域、協利の口のと一下の間の地先海にのの地先海にの区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同河口の区域、同市教谷にある人資和機構即下流端から河口までのの首の上、に南東側へ 200 メートル・北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市な谷にある人資和機構即下流端から河口までの久留和川の区域、同河口から海岸治いに南側へ 100 メ		1				T			
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本							標識を身につけて採捕しな		
過入量が、国際的に合意された我が国の池入量に達する恐れがあり、輸出に向けられるうなぎ(しらすうなぎ)の需要量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の需要量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の無理量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の無理量が高度と命じた場合には、当該命令に従わなければならない。 同上 上 上 上 上							ければならない。		
加た我が国の池入量に達する恐れがあり、輸出に向けられるうなぎ(しらすうなぎ)の需要量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の需要量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の需要量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の課権の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。 同上 「日上 「日本 「日上 「日本 「日本							6 全国のうなぎ養殖業者の		
日 日 一							池入量が、国際的に合意さ		
日 日 横須賀市長坂にある松越橋橋脚下流端から河口までの松越川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ200メートル、北西側へ同市長坂松越島野下流端から河口までの万名川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ100メートルの間の地先海面の区域、同河日から海岸沿いに南側へ100メートルの間の地先海面の区域、同河日から海岸沿いに南側へ100メートルの間の地先海面の区域、同河日赤の海岸沿いに南側へ100メートル、北側へ200メートルの間の地先海面の区域、同河口から海岸沿いに西側へ100メートル、北側へ200メートルの間の地先海面の区域、同河口がら海岸沿いに南側へ100メートルの間の地先海面の区域、同河口がら海岸沿いに南東岸沿いに南東崎山の区域、同河口がら海岸沿いに南側へ100メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある次留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川の区域、同市秋谷にある久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川							れた我が国の池入量に達す		
では、							る恐れがあり、輸出に向け		
日 日 日 横須賀市長坂にある松越橋橋脚下流端から河口までの松越川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ200メートル、北西側へ700メートル、北西側へ700メートル、北西側へ700メートル、北西側へ50メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北西側へ50メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北側へ200メートル、北西側へ200メートル、北西側へ200メートル、北西側へ200メートル、北西側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川							られるうなぎ(しらすうな		
では、当該命令に従わなければならない。 では、当該命令に従わなければならない。 では、当該命令に従わなければならない。 では、当該命令に従わなければならない。 では、当該のとはないではないで、 では、当びの松越川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市大谷にある方名橋橋脚下流端から河口までの前田川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ100メートル、北西側へ700メートル、北側へ200メートル、北側へ50メートル、北側へ50メートル、北側へ50メートル、北側へ50メートル、北側へ50メートル、北側へ50メートル、北側へ50メートル、北側へ50メートル、北側へ50メートル、北側へ50メートル、北側へ50メートル、北側へ50メートル、北側へ50メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にあるを対域、同河口から海岸沿いに南東側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある人留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川							ぎ)の需要量が満たされた		
関							として、うなぎ(しらすうな		
同日 日上 横須賀市長坂にある松越橋橋脚下流端から河口までの松越川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ 200 メートル、北西側へ同市長坂松越鼻まで 700 メートルの間の地先海面の区域、同河口から海岸沿いに南側へ 100 メートル、北西側へ 700 メートルの間の地先海面の区域、同市政谷にある域山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区域、同市秋谷にある域山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区域、同市科谷にある松石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ 200 メートル、北西側へ 200 メートル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある人留和橋橋脚下流端から河口までの人留和川							ぎ)の採捕の停止を命じた		
同 7							場合には、当該命令に従わ		
上 日までの松越川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ 200 メートル、北西側へ同市長坂松越鼻まで 700 メートルの間の地先海面の区域、同市首名にある芦名橋橋脚下流端から河口までの芦名川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ 100 メートル、北西側へ 700 メートルの間の地先海面の区域、同河口から海岸沿いに西側へ 50 メートル、北側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ 200 メートル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある人留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川							なければならない。		
に南側へ 200 メートル、北西側へ同市長坂松 越鼻まで 700 メートルの間の地先海面の区 域、同市芦名にある芦名橋橋脚下流端から河 口までの芦名川の区域、同河口から海岸沿い に南側へ 100 メートル、北西側へ 700 メート ルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある城 山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区 域、同河口から海岸沿いに西側へ 50 メート ル、北側へ 200 メートルの間の地先海面の区 域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河 口までの関根川の区域、同河口から海岸沿い に南東側へ 200 メートル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある 久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川	同	7	同	同上	横須賀市長坂にある松越橋橋脚下流端から河	共第7号共同漁	同上	同上	同上
越鼻まで 700 メートルの間の地先海面の区域、同市声名にある声名橋橋脚下流端から河口までの声名川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ 100 メートル、北西側へ 700 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある城山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ 50 メートル、北側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ 200 メートル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同河口がら海岸沿いに南東側へ 200 メートル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある人留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川	上		上		口までの松越川の区域、同河口から海岸沿い	業権の漁場の区			
域、同市芦名にある芦名橋橋脚下流端から河口までの芦名川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ100メートル、北西側へ700メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある城山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ50メートル、北側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ200メートル、北西側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある人留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川					に南側へ200メートル、北西側へ同市長坂松	域においてうな			
口までの芦名川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ100メートル、北西側へ700メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある城山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ50メートル、北側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川					越鼻まで 700 メートルの間の地先海面の区	ぎ稚魚漁業を営			
に南側へ100メートル、北西側へ700メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある城山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ50メートル、北側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ200メートル、北西側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある人留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川					域、同市芦名にある芦名橋橋脚下流端から河	むことについて			
ルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある城 山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区 域、同河口から海岸沿いに西側へ 50 メート ル、北側へ 200 メートルの間の地先海面の区 域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河 口までの関根川の区域、同河口から海岸沿い に南東側へ 200 メートル、北西側へ 200 メー トルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある 久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川					口までの芦名川の区域、同河口から海岸沿い	当該漁業権の漁			
山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ50メートル、北側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ200メートル、北西側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川					に南側へ 100 メートル、北西側へ 700 メート	業権者から受忍			
域、同河口から海岸沿いに西側へ50メートル、北側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある人留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川					ルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある城	されている者			
ル、北側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ 200 メートル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある 久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川					山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区				
域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ 200 メートル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある 久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川					域、同河口から海岸沿いに西側へ50メート				
口までの関根川の区域、同河口から海岸沿い に南東側へ 200 メートル、北西側へ 200 メー トルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある 久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川					ル、北側へ200メートルの間の地先海面の区				
に南東側へ 200 メートル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある 久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川					域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河				
トルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある 久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川					口までの関根川の区域、同河口から海岸沿い				
久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川					に南東側へ 200 メートル、北西側へ 200 メー				
					トルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある				
の区域、同河口から海岸沿いに南側へ 100 メ					久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川				
					の区域、同河口から海岸沿いに南側へ 100メ				

			I	<u> </u>	I	T .		1
				ートル、北西側へ 200 メートルの間の地先海				
				面の区域				
同	6	司	同上	葉山町にある森戸橋から河口までの森戸川の	共第8号共同漁	同上	同上	同上
上		上		区域及び同河口から海岸沿いに北側へ 100 メ	業権の漁場の区			
				ートルまでの間の地先海面の区域、下山橋か	域においてうな			
				ら河口までの下山川の区域及び同河口から海	ぎ稚魚漁業を営			
				岸沿いに南北へ各々100メートルまでの間の	むことについて			
				地先海面の区域	当該漁業権の漁			
					業権者から受忍			
					されている者			
同	3	同	同上	逗子市新宿地先富士見橋橋脚下流端から河口	共第9号共同漁	同上	同上	同上
上		上		までの田越川の区域、同河口右岸導流堤突端	業権の漁場の区			
				から海岸沿いに北側へ 150 メートルまでの間	域においてうな			
				の地先海面の区域、同市新宿地先不如帰碑の	ぎ稚魚漁業を営			
				正南線と海岸線との交点から海岸沿いに東側	むことについて			
				~100メートル、西側へ150メートルまでの	当該漁業権の漁			
				間の地先海面の区域及び同市小坪にある小坪	業権者から受忍			
				海浜公園地先海面の区域	されている者			
同	6	司	同上	豆腐川橋橋脚下流端から河口までの豆腐川の	共第 10 号共同	同上	同上	同上
上		上		区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々50	漁業権の漁場の			
				メートルまでの間の地先海面の区域、滑川橋	区域においてう			
				橋脚下流端から河口までの滑川の区域及び同	なぎ稚魚漁業を			
				河口から海岸沿いに東西へ各々100メートル	営むことについ			
				までの間の地先海面の区域、美奈能瀬橋橋脚	て当該漁業権の			
				下流端から河口までの稲瀬川の区域及び同河	漁業権者から受			
				口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまで	忍されている者			
				の間の地先海面の区域、国道 134 号線極楽寺				
				橋橋脚下流端から河口までの極楽寺川の区域				
				及び同河口から海岸沿いに東西へ各々50メー				

				I am a second and a				
				トルまでの間の地先海面の区域、国道 134 号				
				線音無橋橋脚下流端から河口までの音無川の				
				区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々50				
				メートルまでの間の地先海面の区域				
同	6	同	同上	国道 134 号線行合橋橋脚下流端から河口まで	共第 10 号共同	同上	同上	同上
上		上		の行合川の区域及び同河口から海岸沿いに東	漁業権の漁場の			
				西へ各々150 メートルまでの間の地先海面の	区域においてう			
				区域。腰越橋橋脚下流端から河口までの神戸	なぎ稚魚漁業を			
				川の区域、同河口から西側の鎌倉市の地先海	営むことについ			
				面。	て当該漁業権の			
					漁業権者から受			
					忍されている者			
同	96	同	同上	藤沢市にある西浜橋橋脚下流端から河口まで	共第 11 号共同	同上	同上	同上
上		上		の境川の区域、同河口から西側の片瀬海岸三	漁業権の漁場の			
				丁目の地先海面。下記の	区域においてう			
				ア 藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮時	なぎ稚魚漁業を			
				海岸線との交点	営むことについ			
				イ 江の島ヨットハーバーの北角	て当該漁業権の			
				ウ 江の島温泉の西角	漁業権者から受			
				工 境川左岸同流提突端	忍されている者			
				アイ、イウ、ウエの直線及び最大高潮時海岸線				
				によって囲まれた地先海面の区域。				
同	96	同	同上	藤沢市にある日の出橋橋脚下流端から河口ま	共第 11 号共同	同上	同上	同上
上		上		での引地川の区域、同河口から東側の鵠沼海	漁業権の漁場の			
				岸一丁目の地先海面。同河口から西側へ500メ	区域においてう			
				ートルまでの地先海面の区域、藤沢市辻堂西	なぎ稚魚漁業を			
				海岸三丁目に設置した石柱(神奈川県漁場基	営むことについ			
				点第 144 号) の正南線と最大高潮時海岸線と	て当該漁業権の			

同上 同上
同上 同上
同上 同上
同上 同上

	1		1		ſ			
				域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200	稚魚漁業を営む			
				メートルまでの間の地先海面の区域。小田原	ことについて当			
				市酒匂にある酒匂橋、下菊川橋及び連歌橋の	該漁業権の漁業			
				下流端から下流側の酒匂川の本流及び支流の区	権者から受忍さ			
				域並びに同河口から海岸沿いに東西へ各々200	れている者			
				メートルまでの間の地先海面の区域、小田原				
				市浜町にある山王橋橋脚下流端から河口まで				
				の山王川の区域及び同河口から海岸沿いに東				
				西へ各々200メートルまでの間の地先海面の				
				区域。小田原市早川にある早川橋右岸側橋脚				
				下流端と同橋左岸側橋脚下流端の見通し線か				
				ら河口までの早川の区域及び同河口から海岸				
				沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地				
				先海面の区域。				
同	1	同	同上	大磯町国府本郷にある西湘バイパス橋橋脚上	共第 14 号共同	1 養殖用種苗以外の目的で	同上	同上
上		上		流端から上流へ150メートル、下流へ河口ま	漁業権の漁場の	採捕してはならない。		
				での不動川の区域、同河口から海岸沿いに東	区域においてう	2 採捕したうなぎ(しらす		
				西へ各々200メートルまでの間の地先海面の	なぎ稚魚漁業を	うなぎ)を申請書に記載さ		
				区域。 血洗川河口から海岸沿いに東西へ	営むことについ	れた仲買人以外に出荷して		
				各々50メートルまでの間の地先海面の区域。	て当該漁業権の	はならない。		
				鴫立川河口から海岸沿いに東西へ各々50メー	漁業権者から受	3 申請書に記載された採捕		
				トルまでの間の地先海面の区域。小田原市中	忍されている者	従事者以外が採捕してはな		
				村原にある東海道本線鉄橋橋脚下流端から河		らない。		
				口までの中村川の区域及び同河口から海岸沿		4 採捕従事者は27名以内		
				いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海		とする。		
				面の区域。二宮町山西にある梅沢川河口から		5 使用漁具は、火光利用た		
				海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の		も網及び火光利用さで網と		
				地先海面の区域。		する。		
						6 採捕従事者は、許可名義		

	人が発行する許可番号と顔
	写真付きの標識を身につけ
	て採捕しなければならな
	l vo
	7 全国のうなぎ養殖業者の
	池入量が、国際的に合意さ
	れた我が国の池入量に達す
	る恐れがあり、輸出に向け
	られるうなぎ(しらすうな
	ぎ)の需要量が満たされた
	として、うなぎ(しらすう
	なぎ)の採捕の停止を命じ
	た場合には、当該命令に従
	わなければならない。

1 制限措置各事項の設定理由について

制限措置	設定理由
漁業種類	許可の切替にあたり、特に変更する必要がないため、うな
	ぎ稚魚漁業とする。
許可又は起業の認可を	実態調査を実施し、当該漁業の操業実績がある者及び操業
すべき漁業者の数	を希望する者の総和を基準に、漁業調整上・資源保護上問題
	の生じないと考えられる範囲内とした。
操業区域	過去の実績の範囲を元に漁協との調整を行い設定した。
漁業時期	過去の実績の範囲を元に漁協との調整を行い、前年の許可
	と同じ漁業時期とした。
許可又は起業の認可を	漁業調整上の観点から、操業区域内を含む共同漁業権の漁
すべき漁業者の資格	業権者から、うなぎ稚魚漁業を営むことについて受忍をされ
	ている者とした。

2 許可をする際に付加する条件について(事前公表)

漁業調整および漁業取締の観点から、下記の条件を付して許可を行うこととした。

(ア)養殖用種苗以外の目的での採捕禁止

放流用等、その他を目的とした採捕は禁止とした。

(イ) 採捕従事者の数の制限[団体へ許可する場合]

過去の実績の範囲を元に漁協との調整を行い設定した。

(ウ) 採捕従事者の数の制限[個人へ許可する場合]

漁業取締りの観点から、個人の場合は許可名義人以外の者、法人においてはあらかじめ定めた1名以外の者が漁業を行うことを禁止とした。

(エ) 出荷先の制限

流通の適正化を図るため、事前に申請書へ記載した仲買人以外への出荷を禁止 とした。

(オ) 使用漁具の制限

漁業調整上の理由から、使用漁具は従来通り火光利用たも網・さで網とした。

(カ)標識装着の義務

漁場監視及び取締りの観点から、許可番号と顔写真付きの標識を装着すること を条件とした。

(キ) 採捕の停止命令について

全国の池入れ量が、国際的に合意された 21.7 トンに達する恐れがあり、輸出向けの需要量満たされたと判断された場合は、国からの通知に基づき発出する採捕停止命令に従うことを条件とした。

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

神奈川県漁業調整規則第12条第2項においては、申請期間は1月を下らない範囲とすることと規定している。特に短縮する必要性は認められないため、1月とする。

4 許可の有効期間について

神奈川県漁業調整規則第 16 条第1項においては、当該漁業の許可の有効期間は 1年と規定しているが、漁業調整上・漁業取締り上の合理性を考慮すると漁業時期 統一する必要があることから許可の有効期間を短縮する。

5 関係規定

〇神奈川県漁業調整規則【抜粋】

(知事による漁業の許可)

- 第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第4号、第5号及び第8号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定により、知事の許可を受けなければならない。
 - (1) 小型まき網漁業 海面において総トン数 5 トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
 - (2) しらす船びき網漁業 海面において船びき網によりしらすをとることを目的 とする漁業
 - (3) 移動式刺し網漁業 海面において移動式刺し網により行う漁業
 - (4) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
 - (5) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
 - (6) さより機船船びき網漁業 海面において機船船びき網によりさよりをとることを目的とする漁業
 - (7) 潜水器漁業 海面において潜水器 (簡易潜水器を含む。) により行う漁業
 - (8) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業及び前号に掲げる漁業を除く。)
 - (9) <u>うなぎ稚魚漁業</u> うなぎの稚魚(全長 24 センチメートル以下のうなぎをいう。) をとることを目的とする漁業
- 2 前項の許可(以下この章(第17条を除く。)において「許可」という。)は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第2号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第 12 条 知事は、許可(第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定によるものを除く。 以下この条において同じ。)又は起業の認可(第 15 条第 1 項の規定によるものを除 く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者 の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案 して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起 業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、<u>第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定め</u>ようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4~9(省略)

(許可の有効期間)

- 第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号を除く。)の規定により許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。
 - (1) 法第 57 条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第5条第1項第1号から第 8号までに掲げる漁業 5年
 - (2) 第5条第1項第9号に掲げる漁業 1年
- 2 <u>知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴い</u>て、前項の期間より短い期間を定めることができる。
- 第57条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 2 <u>この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、</u> 内水面漁場管理委員会が行う。